

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月30日
【事業年度】	第17期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	ディーエムソリューションズ株式会社
【英訳名】	DM Solutions Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 花矢 卓司
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号
【電話番号】	0422-57-3921（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 吉田 慎一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市御殿山一丁目1番3号
【電話番号】	0422-57-3921（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 吉田 慎一郎
【縦覧に供する場所】	ディーエムソリューションズ株式会社横浜営業所 （神奈川県横浜市神奈川区金港町6番6号） ディーエムソリューションズ株式会社名古屋営業所 （愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号） ディーエムソリューションズ株式会社大阪営業所 （大阪府大阪市北区堂島一丁目5番30号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	-	-	12,178,290	-	-
経常利益 (千円)	-	-	289,785	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	191,534	-	-
包括利益 (千円)	-	-	191,534	-	-
純資産額 (千円)	-	-	1,575,248	-	-
総資産額 (千円)	-	-	4,312,593	-	-
1株当たり純資産額 (円)	-	-	633.99	-	-
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	77.59	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	72.54	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	36.4	-	-
自己資本利益率 (%)	-	-	12.2	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	20.98	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	386,348	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	675,154	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	190,501	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	615,353	-	-
従業員数 (人)	-	-	204	-	-
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(116)	(-)	(-)

(注) 1. 第15期連結会計年度以外の連結会計年度については、連結財務諸表を作成していないため記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(月末平均)であります。

4. 第15期の自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づき計算しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	9,129,208	10,438,822	12,178,290	13,433,455	14,621,981
経常利益 (千円)	264,659	167,372	298,663	212,194	660,518
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	170,430	110,062	200,413	102,472	427,270
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	73,485	221,835	227,387	318,995	342,591
発行済株式総数 (株)	1,102,000	2,462,000	2,478,000	2,742,000	2,810,000
純資産額 (千円)	961,723	1,368,485	1,584,126	1,664,606	2,157,377
総資産額 (千円)	2,737,707	3,646,025	4,311,265	4,105,016	4,927,251
1株当たり純資産額 (円)	436.35	555.84	637.58	605.54	752.64
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 ( ) (円)	77.32	45.84	81.18	41.13	155.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	41.49	75.90	-	147.85
自己資本比率 (%)	35.1	37.5	36.6	40.4	42.3
自己資本利益率 (%)	19.4	9.4	13.6	6.3	22.8
株価収益率 (倍)	-	36.17	20.05	14.08	15.50
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	311,576	145,432	-	388,129	740,655
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	175,145	421,787	-	150,251	121,508
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	71,379	712,959	-	2,751	374,644
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	277,053	713,658	-	863,263	1,107,765
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	170 (91)	202 (101)	204 (116)	231 (125)	242 (173)
株主総利回り (%)	-	-	98.2	34.9	145.7
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(-)	(102.7)	(89.5)	(142.9)
最高株価 (円)	-	8,500 2,769	1,967	1,679	4,415
最低株価 (円)	-	4,840 1,540	855	540	551

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第13期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

また、第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 当社は、2017年6月20日に東京証券取引所JASDAQ市場に上場したため、第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 当社は、第15期において連結キャッシュ・フロー計算書を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る主要な経営指標等については記載しておりません。
5. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(月末平均)であります。
6. 当社は、2017年2月27日付で普通株式1株につき1,000株、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第13期(2017年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 最高株価欄及び最低株価欄の印は、株式分割(2017年10月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
8. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(JASDAQ)におけるものであります。
9. 当社は、2017年6月20日に東京証券取引所JASDAQ市場に上場したため、第13期及び第14期の株主総利回りは記載しておりません。第15期以降の株主総利回りは、2018年3月末の株価を基礎として算定しております。

## 2【沿革】

2004年9月	ダイレクトメールの発送代行業業を目的として、東京都武蔵野市中町において会社設立（資本金1,000万円）
2005年12月	物流拠点として東京都三鷹市井口に三鷹メールセンター新設
2006年3月	インターネット広告事業を主目的として、インターネット事業部開設
2006年12月	発送代行業務の拡大に伴い、東京都三鷹市深大寺に三鷹メールセンター移転
2007年2月	プライバシーマークを取得（A10861207）
2010年3月	東京都武蔵野市内にて本社を移転 発送代行業務の拡大に伴い、東京都八王子市田町に八王子メールセンター（現：八王子第1メールセンター）新設
2011年7月	東京都武蔵野市御殿山に本社を移転
2012年1月	大阪府大阪市福島区海老江に大阪営業所新設
2012年2月	SEOコンサルティングサービスの提供を開始
2013年10月	東京都八王子市北野に北野ロジスティクスセンター（現：八王子第2メールセンター）新設
2014年1月	ウォーターサーバー情報ポータルサイト「ウォーターサーバー比較@ランキング」の提供を開始
2014年2月	育毛剤情報ポータルサイト「育毛剤比較@ランキング」の提供を開始
2014年2月	大阪府大阪市東淀川区西淡路に大阪メールセンター新設
2014年3月	コンテンツマーケティングサービスの提供を開始
2014年10月	インターネット事業部メディアマーケティング部開設
2015年1月	愛知県名古屋市中区に名古屋営業所新設
2015年6月	発送代行業務の拡大に伴い、東京都三鷹市井口に三鷹メールセンター移転
2015年7月	東京都八王子市石川町に石川ロジスティクスセンター（現：八王子第3ロジスティクスセンター）新設
2015年9月	子育て情報ポータルサイト「たまGoo!」の提供を開始
2015年11月	大阪府大阪市北区曽根崎新地に大阪営業所移転
2016年3月	株式会社クリエイティブバンクよりマヌカハニーの販売事業を譲り受ける
2016年4月	神奈川県横浜市西区に横浜営業所新設
2016年12月	愛知県名古屋市中区に名古屋営業所移転
2017年1月	福岡県福岡市博多区に福岡営業所新設
2017年6月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
2017年7月	東京都日野市旭丘に日野フルフィルメントセンター新設
2017年12月	東京都新宿区に新宿オフィス新設
2018年11月	株式会社HANABISHIより自動車情報サイト「MOBY」の事業を譲り受ける
2018年11月	大阪府大阪市北区堂島に大阪営業所移転
2018年12月	宮城県仙台市青葉区に仙台営業所新設
2019年3月	センターリーズ株式会社を子会社とする
2019年6月	当社を吸収合併存続会社、センターリーズ株式会社を吸収合併消滅会社として合併
2019年8月	神奈川県横浜市神奈川区に横浜営業所移転
2020年1月	東京都八王子市宇津木町に八王子第4フルフィルメントセンター新設
2020年7月	東京都八王子市北野町に八王子第5フルフィルメントセンター新設
2021年3月	株式会社ベクトル及び株式会社Direct Techとの合併によりPerformance Technologies株式会社設立
2021年4月	株式会社ピアトランスポートを子会社とする

### 3【事業の内容】

当社の事業は、ダイレクトメールの企画からデザイン、印刷、封入・封緘作業、預託商品の保管、管理、配送までのソリューションを提供する「ダイレクトメール事業」と、SEO（１）、コンテンツマーケティング（２）、運用型広告（３）、Webサイト制作、パーティカルメディアサービス（４）及びインターネットマーケティングコンサルティング等のインターネットマーケティングソリューションを提供する「インターネット事業」の２つによって構成されています。当社はこの２つの事業を通じて、「つなぐ」をキーワードに、リアルとインターネット双方の特性を活かし、それぞれを融合させることで広告主にとって最適なソリューションを提供するビジネスモデルを構築しております。

- （１）SEOとは検索エンジン最適化（Search Engine Optimization）の略称で、検索エンジンの表示順位基準（以下、アルゴリズム）の解析結果に基づき、検索エンジンが高い評価をするサイト構造に最適化することを意味します。
- （２）コンテンツマーケティングとは、顧客及び顧客になり得るユーザーに対して、有益な情報を各種コンテンツによって提供し、広告主が目標としている成果に結びつく行動を促すマーケティング施策です。
- （３）運用型広告とは、ネットユーザーが広告主の目標となるアクションを起こすように、リアルタイムに入札額やクリエイティブ、ターゲット等を変更・改善しながら運用し続けていく広告です。
- （４）パーティカルメディアサービスとは、特定の分野に特化した自社Webサイトの運営を通じて、利用者へ有益な情報等を提供するサービスです。

それぞれの事業内容は次のとおりであります。

なお、次の２事業は「第５ 経理の状況 １ 財務諸表等（１）財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

#### （１）ダイレクトメール事業

ダイレクトメール事業では、ダイレクトメールの企画からデザイン、印刷、封入・封緘作業、配送業者への引渡し、及びロジスティクスセンターにおける預託商品の保管、管理、配送まで、広告主のニーズに応じて、いかなるステップからでも広告主の望む最適なソリューションを用いたワンストップサービスを提供しております。

自社内に、ダイレクトメールのデザインを行うデザイン室、ダイレクトメールの発送業務を行うメールセンター及びダイレクトメールの発送業務のみならず預託商品の保管等を行うロジスティクスセンターを有しており、旧来型のいわゆる御用聞き営業だけでなく、提案型のソリューション営業を展開しています。すなわち、従来、広告代理店、デザイン会社、印刷会社、封入・封緘作業会社、配送業者への引渡しと工程ごとに別々の会社に発注していた工程を、当社において一括管理することにより、工程間のやりとりによるタイムロスや中間マージンの排除等、広告主の負担の軽減と利便性・経済性の向上を実現し、広告主と広告をご覧になるエンドユーザーを「つなぐ」最適なソリューションが提供できることから、年間約4,000社（１）もの広告主と取引をさせていただいております。

ダイレクトメールは、従来からある紙媒体による広告手法ですが、「実在性」、「保存性」及び「一覧性」には一定の価値があり、消費者のニーズに応じたコミュニケーションツールとして、「紙をめくる喜び」「商品と比較できる楽しさ」といった紙メディアの長所があることから、近年その市場規模は安定した水準を維持していたものの、直近ではコロナウイルスの感染拡大の影響を受けております（２）。また、そのような状況下で、当社は会社設立時より毎年着実にその取扱数を増加させております。さらに、インターネット通販の隆盛に伴い、宅配便に代表される小型貨物の取扱量も増加している（３）ことから、当社は3ヵ所のフルフィルメントセンターを拠点に、商品の受注から発送までをワンストップで行う「フルフィルメントサービス」を提供しており、今後さらに成長する事業分野と見込んでおります。

#### （１）当社におけるダイレクトメール事業取引社数の推移 単位：社

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
取引社数	3,542	3,896	4,194	4,351

#### （２）日本国内におけるダイレクトメール広告費 単位：億円

	2017年 (1月～12月)	2018年 (1月～12月)	2019年 (1月～12月)	2020年 (1月～12月)
広告費	3,701	3,678	3,642	3,290

〔株式会社電通『日本の広告費』より〕

## ( 3 ) 小型貨物の取扱量

単位：百万個

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
宅配便	4,019	4,251	4,307	4,323

〔国土交通省『宅配便取扱実績について』より〕

## (2) インターネット事業

インターネット事業における主要なサービスは、SEO、コンテンツマーケティング、運用型広告、Webサイト制作などのデジタルマーケティングサービス、比較サイト等のマッチングメディア及び記事を主体としたメディアなどの運営を行うパーティカルメディアサービスであります。

当社の従来からの主要サービスであり、インターネット広告においても主要なマーケティング手法のひとつでもあるSEOは、検索エンジンのアルゴリズム更新に大きく影響を受けるため、SEOと併せて、コンテンツマーケティング、運用型広告、Webサイト制作などトータルソリューションを提供する体制を構築しております。お客様のビジネスモデルを理解した上で、提案、マーケティング施策の実施、アクセス解析による効果検証により、お客様の売上の増強などの目的の達成を重視したWebコンサルティングを提供しております。また、上記で培ったノウハウを活かして、マヌカハニーの販売サイトの運営を行っており、このサイト運営を通して蓄積されたe-コマースサービスについての知見を、他社のマーケティングサービスの支援に活かす等、各種サービスのノウハウを他の提供サービスの品質の向上に役立て、相互にノウハウの循環を図っております。

さらに、当社では広告主が運営しているWebサイトに対して実施する上記のサービスのみならず、広告主が運営しているWebサイトに送客を行うメディアを自社で構築・運営しており、提供サービスの幅を広げてまいりました。例えば、「ウォーターサーバー比較@ranking」のポータルサイトでは、閲覧者の使用目的や求める条件に合わせて最適なウォーターサーバーを選択できるよう、商品ごとの詳細情報に加えて、口コミやランキングの掲載を行うなど、パーティカルメディアサービスの強化を図っております。

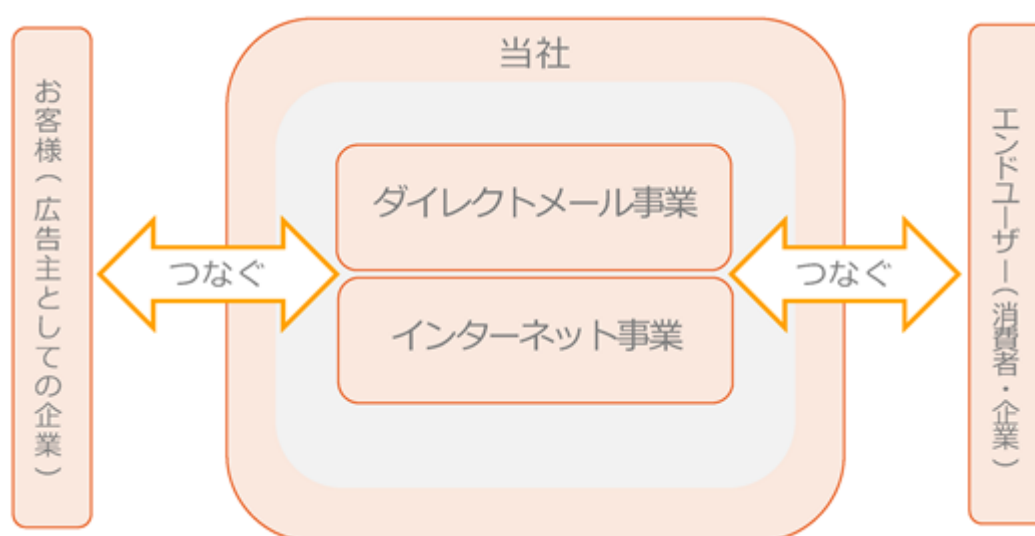
また、当事業年度においては、ベクトルグループとの合併会社であるPerformance Technologies株式会社を設立し、当社とベクトルグループ双方の強みを活かしたサービスの開発及び提供を企図しております。

このように当社は、広告主に満足していただける成果を提供する総合マーケティング企業として、リアルな広告媒体であるダイレクトメール事業とパッチャルなネット媒体を活用したインターネット事業の双方を、広告主のために「つなぐ」ことができる社内環境を有しており、この特性を活かし、広告主とエンドユーザーを最適な形で「つなぐ」ことにより2つの事業を成長させ、さらなる企業価値の向上を目指しております。

## 〔事業系統図〕

当社における全社、ダイレクトメール事業及びインターネット事業の事業系統図は次のとおりであります。

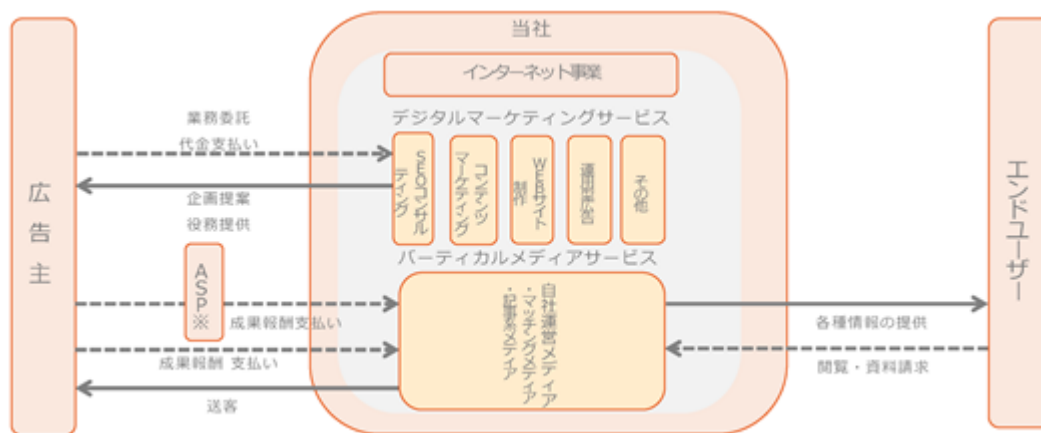
全社



## ダイレクトメール事業



## インターネット事業



※ アフィリエイト・サービス・プロバイダー



## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(関連会社) Performance Technologies(株)	東京都港区	70,000	PR・広告及びメディア 事業	42	役員の兼任 2名

## 5【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
242 (173)	32.4	7.8	4,448,117

セグメントの名称	従業員数(人)
ダイレクトメール事業	165 (155)
インターネット事業	51 (16)
報告セグメント計	216 (171)
全社(共通)	26 (2)
合計	242 (173)

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(月末平均)であります。

3. 臨時従業員にはアルバイト・パートタイマーを含み派遣社員を除いております。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

5. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

## (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、ダイレクトメールの発送代行及びインターネット広告により広告主とエンドユーザーを「つなぐ」ことで、その業容・サービスを拡大して参りました。当社を取り巻く事業環境及びそのビジネスモデルは両事業ともに日々変容を続けております。今後の持続的な成長を維持するため、広告主のニーズを的確にかつ迅速に把握した付加価値の高いサービスの継続的な提供及び新たな収益源の構築に取り組んで参ります。

#### (2) 経営環境及び対処すべき課題

##### 新型コロナウイルスの感染拡大への対応

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、当面の消費活動は低調に推移し、当社の事業領域である広告市場においても厳しい状況が続くものと考えられます。当社においては資金繰りに懸念は無いものの、新型コロナウイルスの感染拡大による影響の深刻化や収束までの期間の長期化等の不測の事態に備えて、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約（極度額7億円、契約期間2021年6月1日～2022年6月1日）を締結しております。

##### 新サービスの開発

インターネット事業はSEOを切り口とした自社開発の分析ツールを用いた解析資料の提供等、SEO・コンテンツマーケティング・運用型広告・Webサイト制作をすべて自社サービスとしてワンストップで提供できる体制が整っており、サービスの質的差別化によりその競合優位性を保っております。

しかしながら、変化や技術革新が著しいインターネット業界において当社が持続的な成長を維持するためには、特定のサービスに依存せず、常に付加価値の高い新サービスの開発及び提供が欠かせないものと認識しており、今後につきましては、当社が有するサービス開発力・分析力を活かして、競争力の高いサービスを提供し続けるとともに、新サービスを定期的に取り替えし、拡販を進めることで収益基盤の強化を図って参ります。

##### 大口顧客の拡大

ダイレクトメール事業においては、当社のメールセンター及びロジスティクスセンターが保有する社内設備等との兼ね合いもあり、小ロット（500通から）から中ロット（30,000通まで）での発送業務を中心に事業を展開しており、大口顧客に頼らない事業展開が当社の経営を安定させる一要因にもなっております。今後につきましては、持続的な成長を維持するため、従来の販路は維持拡大しつつ、社内インフラの増強とあわせ、大規模な取引が期待される大口顧客の開拓に取り組むことにより、収益機会の拡大を図って参ります。

##### フルフィルメントサービスの拡大

ダイレクトメール事業においては、メール便を中心とした配送物の発送代行業務をサービスの主軸としてまいりましたが、ネット通販市場の拡大を受け、宅配便での配送を行う小口貨物の取扱いが増加しており、引き続き同様の傾向が継続するものと予想されます。今後につきましては、受注管理、在庫管理、ピッキング、梱包、発送の一連のプロセスを一手に請け負うフルフィルメントサービスの提供拡大及び宅配便の取扱量を増加させることで、収益機会の拡大を図って参ります。

##### 優秀な人材の採用及び育成

今後、当社が事業をさらに拡大し、成長を続けていくうえで、優秀な人材の確保と、その適正な配置による業務効率の向上がその基盤になるものと認識しております。そのために、幅広い求人機会を活用して、新卒・中途の採用を推し進めていきたいと考えております。加えて、人材育成及び能力向上も重要であると考えており、社内OJTはもちろんのこと、社外講師による研修や、社外セミナー等も積極的に活用し、人材の育成と能力向上に努めて参ります。

##### 情報管理体制の強化

当社は業務上大量の個人情報を取り扱っており、個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、情報管理体制の整備を図って参りました。当社において、情報管理体制の強化は今後も重要な課題であると認識しており、引き続きその強化を図って参ります。なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

### 経営管理体制の強化

当社は企業価値を高め株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模の拡大の基盤となる経営管理体制を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役監査並びに監査法人による監査との連携を強化していく方針です。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社においては、収益と利益の向上を最重要課題としており、「売上高」及び「営業利益」を最も重要な指標と位置づけております。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 当社の組織に関するリスク

##### 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長花矢卓司及び取締役副社長である福村寛敏は、経営ビジョン・方針の提示やそれに基づいた事業戦略の策定、業界内における幅広い人脈を利用した配送キャリアとの関係構築等、当社の事業活動上重要な役割を果たしております。

当社では事業拡大に応じて、特定の役員に依存しない組織的な経営体制の構築を進めておりますが、現時点で何らかの事情でこれらの者の業務継続が困難になった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 小規模組織であることについて

当社の組織体制は、小規模であり、業務執行体制もそれに応じたものになっております。当社は、今後の事業展開に応じて、採用・能力開発等によって業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、人材の確保や能力開発が計画通りに進まない等の場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は、今後の事業拡大に対応するためには、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 事業戦略上のリスク

##### 国内景気と消費動向について

当社は幅広い業種の多くの顧客と取引を行っており、特定の顧客に偏らない事業活動を展開しています。しかしながら、主に日本国内を市場としていることから、日本国内の景気変動により受注量の減少や受注単価の低下などにより当社の業績等に影響が生じる可能性があります。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、消費動向は当面低調に推移し、当社の事業領域である広告市場においても厳しい状況が続くことが想定されることから、当社の今後の業績にも影響を及ぼす可能性があります。

##### 顧客のプロモーション手法の変化について

当社のダイレクトメール事業及びインターネット事業は、いずれも顧客のプロモーションに関するサービスが主な事業の内容となっています。このため、将来において顧客のプロモーション手法が変化し、当社が変化に適切に対応できない場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新規事業の収益性について

当社は、顧客ニーズに則したサービスの提供を行うためには、新規に事業を立ち上げることも検討してまいります。新たに手掛けた事業を早期に一定の事業規模にまで成長させ、市場における地位を確立するため、事業を推進する手段として必要が認められる場合には、システム開発への投資や第三者が運営するサイト及び企業のM & A、資本業務提携の取り組みなどを行う可能性があります。M & Aを行う際には、対象企業の財務内容や契約関係等について綿密なデューデリジェンスを行うことにより、極力リスクを回避するように努力しています。しかしながら、偶発債務、未認識債務等の発生、事業環境の変化等により、計画通りに事業を展開することができず、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。今後も、当社は事業の拡大に積極的に取り組んで参りますが、システム投資や買収に伴う資金負担、広告宣伝費等の支出が発生し、収益性が向上しない可能性や、事業を推進する過程において予測とは異なる事態が生じ、投資回収が困難になる可能性があります。このように事業展開が計画通りに進まない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### システム障害について

当社は顧客へのサービスの提供及び社内管理においてコンピューターシステムを利用しているため、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合、開発運用ミス、電力提供の停止等の予測不可能な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、当社のコンピューターシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう取り組んでおりますが、コンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 大規模災害等の及ぼす影響について

当社の本社及びメールセンターがある首都圏において大規模地震などが発生し、本社機能及びメールセンター機能が麻痺した場合、当社の事業の継続が困難な状態に陥る可能性があります。また、自然災害以外の理由によっても、大規模停電や断水などの社会インフラの停止が発生した場合には、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材の確保及び育成について

今後、当社が事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには優秀な人材の確保が重要課題となっております。こうした人材の確保及び育成が計画通りに進まなかった場合、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因となる可能性があり、これらの場合当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定仕入先に対する依存について

当社のダイレクトメール事業においては、配送費の売上原価に占める割合が高く、当該配送費の大半がヤマト運輸株式会社及び日本郵便株式会社との取引により発生しています。このため、ヤマト運輸株式会社及び日本郵便株式会社との間に大幅な値上げ要請が生じた場合に、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、ヤマト運輸株式会社及び日本郵便株式会社との間に取引関係の縮小、取引関係の解除等の状況が生じた場合には、当社の事業展開に影響を与える可能性があります。

#### 郵便制度変更による影響について

当社のダイレクトメール事業における業務は、郵便制度と密接な係わりを持っており、これまでも郵便制度が変更された場合には、それに対応したタイムリーな営業施策により、当社の業績にプラスとなるように努めてまいりましたが、制度変更の内容次第では当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### インターネット広告市場の動向及び競争環境について

当社が事業を展開するインターネット広告業界は、市場規模が短期間で急速に拡大いたしました。しかしながら、インターネット広告に限らず広告事業は一般的に景気動向の影響を受けやすい傾向があります。今後景気が悪化し、市場規模が想定したほど拡大しなければ、当社の経営成績に重大な影響を与える可能性があります。また、依然として激しい競争環境の中で、当社は競合優位性を確立し競争力を高めるべく様々な施策を講じております。しかしながら、必ずしもこのような施策が奏功し競合優位性の確立につながるとは限らず、その場合、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### インターネット事業の技術革新について

インターネット事業においては、新たな技術やサービスの開発が活発に行われており、常に競合他社よりも有益な価値を提供する必要があります。当社では顧客のニーズに対応するため、常に新たな技術及びサービス等にかかるノウハウの導入を図り、蓄積したノウハウの活用と合わせてサービス機能の強化及び拡充を進めております。しかしながら、技術革新や他社による新たな高付加価値サービスの提供等の理由により、当社が保有するサービス及びノウハウ等が陳腐化した場合や、変化に対する対応が困難になった場合、当社のサービスの顧客に対する訴求力の低下により当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 検索エンジンの評価指標への対応について

当社のインターネット事業において提供するSEO及びパーティカルメディアサービスは、顧客または当社が運営するWebサイトが検索エンジンにおいて適切な順位にあることが、当該サービスに係る収益発生 of 重要な要素となっております。検索エンジンのアルゴリズムにおける表示順位の判定要素は定期的に更新が行われ、かつその判定要素は対外的に公開されていないため、更新への対応が適切でなかった場合、あるいは競合他社の技術力が向上し当社の優位性が低下した場合には、顧客または当社が運営するWebサイトの表示順位が当社の予期する水準まで上昇しない状況が発生します。第11期事業年度及び第12期事業年度において、検索エンジンのアルゴリズム更新により、当該状況が発生し、インターネット事業の業績に影響を及ぼしております。現在は、検索エンジンの上位表示のみを目的とする従来のSEOモデルから、サイトの内容及び構成を重視したコンテンツ制作の強化を図ることで、アルゴリズム更新への対応が適切に行われておりますが、同様の状況が発生した場合には、追加的なSEO施策費用等の発生や当社が運営するWebサイトへの集客数が減少することで、当社の期待する利益が確保できなくなるため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 検索エンジンの寡占状態について

当社のSEOは、主に「Yahoo!JAPAN」または「Google」における検索結果の上位表示を目的としており、両検索エンジンを対象とするSEO売上高はSEO総売上高の大半を占めております。これは両検索エンジンが寡占状態にあることに起因するものです。しかし、今後はこれらに代わる新たな検索サイトがユーザーを獲得することなども考えられ、そうした場合に適切な対応が行えなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) コンプライアンスに関するリスク

#### 個人情報の管理について

当社はダイレクトメールの発送代行業を主力事業としているため、顧客から多数の個人情報の預託を受けております。当社では個人情報の取扱と管理には細心の注意を払い、規程による手続きの明確化・徹底化を図っております。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の発行するプライバシーマークを取得し、個人情報の管理には十分留意しております。

しかしながら、今後個人情報漏洩や不正利用等の問題が発生した場合には、当社への損害賠償や信用低下により、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

#### 知的財産権について

当社は、第三者に対する知的財産権を侵害することがないように常に細心の注意を払って事業活動を行っておりますが、現在のインターネット関連分野における技術の進歩の早期化、グローバル化により、当社の事業領域における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であります。本書提出日までのところ、当社の認識する限り、第三者の知的財産権を侵害したこと及び侵害を理由とした損害賠償等の訴訟が発生している事実はありませんが、今後当社の調査・確認漏れ、不測の事態が生じる等により、第三者の知的財産権に抵触する等の理由から、損害賠償請求や使用差止請求等を受ける可能性があります。これらの事態が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 訴訟の可能性について

当社はシステムの障害や重大な人為的ミス等の予期せぬトラブルが発生した場合、また、取引先との関係に何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起される可能性があります。損害賠償の金額、訴訟の内容及びその結果によっては、当社の業績及び財政状態や社会的信用に影響を与える恐れがあります。

#### 法的規制について

当社のダイレクトメール事業においては、個人情報保護法、倉庫業法、下請代金支払遅延等防止法及び郵便関連法規等の法的規制を受けます。また、インターネット事業においては、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、電気通信事業法及び特定商取引法等の規制を受けます。これらの法規制等の導入・強化・改正等に対して当社が適切に対応できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、今後の各種法令の新設・改正への対応に際し費用負担が生じる可能性があります。これらの事象が発生した場合は、当社の業績と財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、コンプライアンス経営を最重要課題として認識し、当社一丸となって法令遵守体制を推進しており、本書提出日現在におきましては、各種免許の取消事由は発生しておりませんが、将来、各種法令に違反した事実が認められた場合、事業の停止、許認可の取り消し等の罰則を受ける場合があり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 主要事業の許認可などの概要

許認可等の名称	法律名	監督省庁	有効期限	登録番号等	取消事由
貨物利用運送事業	貨物利用運送事業法	国土交通省	期限の定めなし	関自貨第899号	貨物利用運送若しくはこの法律に基づく処分又は登録若しくは認可に付した条件に違反したとき。
倉庫業	倉庫業法	国土交通省	期限の定めなし	関交環物第320号	倉庫業法、倉庫業法に基づく処分又は登録、認可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
古物商	古物営業法	警察庁	期限の定めなし	第308921307147号	古物営業法、この法律に基づく命令又は処分に違反したとき。
電気通信事業	電気通信事業法	総務省	期限の定めなし	届出制	

#### (4) 財務上のリスク

##### 売上債権の回収について

当社は、与信管理に十分留意しておりますが、売上債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。しかし、経済環境の悪化または、その他予期せざる事由により、実際の回収不能額が当該見積りを大幅に上回り、貸倒引当金が不十分となることもありえます。そのような場合には、貸倒損失の増加から当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

##### 配当政策について

当社は設立以来、新規事業の立ち上げや既存事業の更なる拡大へ投資することが最重要であるとの考えから配当を実施しておりません。株主への利益還元については、重要な経営課題のひとつであると認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、剰余金の配当を検討する所存であります。現時点において配当実施の可能性、その実施時期及び回数についての基本方針等については未定であります。

##### 資金調達の使途について

公募増資等による資金調達の使途につきましては、設備投資及び関連費用等のための資金として充当する方針であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境に対応するため、現時点における計画以外の使途に充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定通りの投資効果を上げられない可能性もあります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためストック・オプションを発行する可能性があります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在でこれらの新株予約権による潜在株式数は261,100株であり、発行済株式総数2,810,000株の9.3%に相当しております。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴う経済活動の停滞や縮小により、先行きの不透明な状況で推移しました。

こうした状況の中、主に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当社の主たる事業領域であるダイレクトメール市場の取引高は前年と比較し減少しており、また、インターネット広告市場においてもその影響を多大に受けております。

このような事業環境の中、当社はダイレクトマーケティング実施企業に対して、マーケティングの各局面において最適なソリューションを提供するべく努めてまいりました。また、積極的な人材採用を行い、営業力及び提供サービスの強化に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は14,621,981千円（前事業年度比8.8%増）、営業利益は659,369千円（前事業年度比210.8%増）、経常利益は660,518千円（前事業年度比211.3%増）、当期純利益は427,270千円（前事業年度は当期純損失102,472千円）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

##### ）ダイレクトメール事業

ダイレクトメール事業におきましては、企画制作からデザイン、印刷、封入・封緘作業を一括して手がけるワンストップサービスの提供、郵便やメール便のスケールメリットを活かした提案型営業を積極的に展開いたしました。また、EC通販市場の拡大に伴い需要が増加している宅配便等の小口貨物の取扱いの強化に努めました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、4月～5月の売上は減少したものの、6月以降は回復傾向が見られました。また、宅配便等の小口貨物を扱うフルフィルメントサービスに関しては、堅調に進捗いたしました。

この結果、新規顧客の開拓及び既存顧客からの受注が堅調に推移し、売上高は11,632,365千円（前事業年度比1.2%減）、セグメント利益は409,700千円（前事業年度比40.2%減）となりました。

##### ）インターネット事業

インターネット事業におきましては、SEO（注）1.と併せて、コンテンツマーケティング（注）2.に注力し、コンサルティング型マーケティングサービスの提供を強化しました。また、これまで培ったSEOのノウハウとWebサイトのコンテンツ制作ノウハウを活かしたパーティカルメディアサービス（注）3.にも引き続き注力いたしました。

新型コロナウイルス感染症の拡大による業績低下要素はあったものの、パーティカルメディアサービスにおいてSEO施策が概ね良好に推移したこと、及び同サービスで展開する比較サイトにおいて外出自粛や在宅勤務の広がり等による巣籠需要の高まりにより送客数が伸長しました。

この結果、売上高は2,989,616千円（前事業年度比80.7%増）、セグメント利益は842,845千円（前事業年度比631.2%増）となりました。

財政状態については以下のとおりです。

##### （資産）

当事業年度末における総資産の残高は4,927,251千円となり前事業年度末に比べ、822,235千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加244,501千円、受取手形及び売掛金の増加481,238千円などによるものです。

##### （負債）

当事業年度末における負債の残高は2,769,874千円となり前事業年度末に比べ、329,464千円増加いたしました。これは主に、買掛金の増加405,427千円、未払法人税等の増加175,665千円、賞与引当金の増加109,204千円、未払費用の減少55,444千円、短期借入金の減少100,000千円及び長期借入金の減少243,172千円などによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は2,157,377千円となり前事業年度末に比べ、492,771千円増加いたしました。これは、新株予約権の行使による資本金の増加23,596千円及び資本剰余金の増加23,528千円、四半期純利益の計上による利益剰余金の増加427,270千円、新株予約権の発行及び権利不確定による失効の見積数に重要な変動が生じたことによる新株予約権の増加68,459千円及び自己株式の取得による減少50,081千円によるものです。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、1,107,765千円となりました。  
 当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は740,655千円(前事業年度は388,129千円の収入)となりました。これは主に、税引前当期純利益657,218千円に対して減価償却費125,625千円、仕入債務の増加405,427千円及び賞与引当金の増加109,204千円があった一方で、売上債権の増加額481,238千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は121,508千円(前事業年度は150,251千円の使用)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出60,128千円、ソフトウェアの取得による支出28,631千円及び関係会社株式の取得による支出29,400千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は374,644千円(前事業年度は2,751千円の収入)となりました。これは主に短期借入の返済による支出100,000千円及び長期借入金の返済による支出269,172千円があったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社の業務には生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

当社は、概ね受注から役務提供までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ダイレクトメール事業	11,632,365	1.2
インターネット事業	2,989,616	80.7
合計	14,621,981	8.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。



## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

## 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

## キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入、設備投資や長期運転資金等の調達につきましては、金融機関からの長期借入により調達しております。

また、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営環境及び対処すべき課題 新型コロナウイルスの感染拡大への対応」に記載のとおり、株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当事業年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は774,958千円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,107,765千円となっております。

## 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択、適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績などを勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

## 4【経営上の重要な契約等】

## (1) 発送に係る主な運送業務委託契約

相手方の名称	国名	契約締結日	契約期間	契約内容
ヤマト運輸株式会社	日本	2012年2月1日	2012年2月1日から 2013年1月31日まで 以後1年ごとの自動更新	荷物の輸送
日本郵便株式会社	日本	2021年4月1日	2021年4月1日から 2022年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新	荷物の輸送

## (2) 株式会社ピアトランスポートに係る株式譲渡契約書の締結

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、株式会社ピアトランスポートの全株式を取得することを決定し、100%子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約書を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な後発事象」に記載のとおりです。

## 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、社内設備の増強などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当事業年度の設備投資等の総額は94,163千円であり、主な内容は以下のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

##### (1) ダイレクトメール事業

当事業年度の主な設備投資は、新設した八王子第5フルフィルメントセンターへの設備投資37,723千円、その他の物流拠点の工具器具及び備品等を中心とする設備の取得に総額29,733千円、新サービスへ16,388千円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### (2) インターネット事業

当事業年度の主な設備投資は、工具器具及び備品等に総額2,842千円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					合計 (千円)	従業員数 (人)
			建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器 具及び備 品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)		
本社 他 (東京都武蔵野市)	ダイレクト メール事業 インターネット 事業 全社(共通)	業務施設	21,428	-	9,106	-	6,108	36,642	94 (23)
三鷹メールセンター (東京都三鷹市)	ダイレクト メール事業	業務施設	95,280	-	8,021	668,606 (1,667)	0	771,909	18 (20)
八王子第1メールセンター (東京都八王子市)	ダイレクト メール事業	業務施設	2,628	7,632	13,436	-	224	23,922	6 (22)
八王子第2メールセンター (東京都八王子市)	ダイレクト メール事業	業務施設	5,192	-	3,229	-	0	8,422	3 (14)
八王子第3ロジスティクス センター (東京都八王子市)	ダイレクト メール事業	業務施設	31,182	137,485	5,155	-	0	173,823	8 (20)
八王子第4フルフィルメン トセンター (東京都八王子市)	ダイレクト メール事業	業務施設	-	-	424	-	1,048	1,472	- (-)
八王子第5フルフィルメン トセンター (東京都八王子市)	ダイレクト メール事業	業務施設	7,347	-	19,292	-	1,497	28,137	6 (7)
日野フルフィルメントセン ター (東京都日野市)	ダイレクト メール事業	業務施設	9,089	4,131	3,730	-	573	17,525	13 (31)
大阪メールセンター (大阪府大阪市北区)	ダイレクト メール事業	業務施設	32,812	46,406	17,797	-	0	97,017	9 (15)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及びリース資産の合計であります。

4. 上記の建物は、「三鷹メールセンター」を除き賃借であり、「建物」の帳簿価額は賃貸物件への建物造作物等を示しております。なお、年間賃借料は383,591千円であります。

5. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設  
該当事項はありません。
  
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,800,000
計	8,800,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,810,000	2,810,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,810,000	2,810,000	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2018年11月9日	2020年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5 従業員 13	取締役 5 従業員 60
新株予約権の数(個)	1,220	1,391
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 122,000	普通株式 139,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,153(注)1	651(注)4
新株予約権の行使期間	自 2020年7月1日 至 2028年11月26日	自 2021年7月1日 至 2030年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,188 資本組入額 594	発行価格 652 資本組入額 326
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。	譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)6

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年11月8日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金1,153円とします。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株

式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

## 2. 第4回新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、2020年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度における当社の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとします。

(a) 経常利益が3.5億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 経常利益が5億円を超過した場合 行使可能割合：100%

ただし、上記(a)及び(b)が達成されていない場合においても、2020年3月期から2027年3月期までのいずれかの連続する2事業年度の経常利益の合計額が5億円を超過しているときは、各新株予約権者の行使可能割合は50%として扱うものとします。なお、上記における経常利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとします。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとします。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

## 3. 組織再編行為の際の第4回新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記の定めに基づいて決定するものとします。  
本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とします。  
なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率  
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)3.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
下記の定めに基づいて決定します。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とするものとします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記(注)2に基づいて決定するものとします。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
下記の定めに基づいて決定するものとします。  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。  
新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)2に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に基づいて決定するものとします。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2020年5月15日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金651円とします。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

5. 第5回新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、2021年3月期から2028年3月期までのいずれかの事業年度における当社の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとします。

(a) 経常利益が7億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 経常利益が10億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、上記における経常利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとします。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとします。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

6. 組織再編行為の際の第5回新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

## (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、下記の定めに基づいて決定するものとします。

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とします。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとします。

## (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記の定めに基づいて決定します。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とするものとします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

## (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

## (8) その他新株予約権の行使の条件

上記(注)5に基づいて決定するものとします。

## (9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記の定めに基づいて決定するものとします。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)5に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

## (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に基づいて決定するものとします。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。



## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年2月27日 (注)1	1,100,898	1,102,000	-	73,485	-	-
2017年6月19日 (注)2	100,000	1,202,000	115,000	188,485	115,000	115,000
2017年7月24日 (注)3	29,000	1,231,000	33,350	221,835	33,350	148,350
2017年10月1日 (注)4	1,231,000	2,462,000	-	221,835	-	148,350
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)5	16,000	2,478,000	5,552	227,387	5,536	153,886
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注)5	264,000	2,742,000	91,608	318,995	91,344	245,230
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注)5	68,000	2,810,000	23,596	342,591	23,528	268,758

(注)1. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

(注)2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,500円

引受価額 2,300円

資本組入額 1,150円

払込金総額 230,000千円

(注)3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

引受価額 2,300円

資本組入額 1,150円

割当先 (株)SBI証券

(注)4. 株式分割(1:2)によるものであります。

(注)5. 新株予約権の行使による増加であります。

## (5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	25	19	17	3	1,752	1,817	-
所有株式数 (単元)	-	137	1,818	3,099	481	6	22,546	28,087	1,300
所有株式数の割 合(%)	-	0.49	6.47	11.03	1.71	0.02	80.27	100.00	-

(注)自己株式40,221株は、「個人その他」に402単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれております。

## ( 6 ) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
花矢 卓司	東京都武蔵野市	909,800	32.85
福村 寛敏	東京都武蔵野市	568,700	20.53
アセットインクリーズ株式会社	東京都武蔵野市中町二丁目23番8号	260,000	9.39
モルガン・スタンレーMUFG証券株式 会社	千代田区大手町一丁目9番7号	51,300	1.85
松本 和久	東京都新宿区	50,000	1.81
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	49,847	1.80
中村 剛	大阪府大阪市西区	46,700	1.69
丸谷 和徳	東京都目黒区	30,000	1.08
株式会社北斗	群馬県伊勢崎市赤堀今井町二丁目1044番 地1	30,000	1.08
清水 嘉弘	東京都港区	20,300	0.73
計	-	2,016,647	72.81

## ( 7 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有 株式) 40,200 普通株式	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,768,500	27,685	-
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	2,810,000	-	-
総株主の議決権	-	27,685	-

## 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ディーエムソリューショ ンズ株式会社	東京都武蔵野市御殿 山一丁目1番3号	40,200	-	40,200	1.43
計	-	40,200	-	40,200	1.43

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年6月15日)での決議状況 (取得期間2020年6月16日~2020年12月23日)	50,000	50,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	40,100	49,974,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	9,900	25,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	19.80	0.05
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	19.80	0.05

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得による株式数とその価額の総額は含まれておりません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	28	106
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	40,221	-	40,221	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。現時点では事業規模拡大及び財務基盤の強化を目的として内部留保の充実を優先させる方針を有しているため、配当実施の可能性、その実施時期及び回数についての基本方針等は未定であります。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当社は、設立以来第16期を除いて当期純利益を計上しておりますが、事業規模拡大及び財務基盤の強化を目的として内部留保の充実を優先してきたため、設立以来配当を実施しておりません。

なお、今後充実させてまいります内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開を図るため、有効的に活用していく方針であります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、遵法経営と株主利益の尊重を大前提に、迅速かつ効率的な経営による利益の最大化を図り、その結果については透明性の高い情報開示を通じてステークホルダーの理解を得ることが重要と考えております。そのために、取締役等への職務執行の監視機能の強化、取締役による合議を通じた迅速な意思決定と相互監視、適時情報開示体制を構築し、企業価値の向上、以て当社ステークホルダーの利益の最大化を目指しております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会制度を採用しており、取締役会は6名、監査役会は3名で構成されております。取締役会は業界や社内の情報に精通した社内取締役5名及び社外取締役1名により構成されており、迅速かつ効果的な意思決定を行っております。監査役会は、全員社外監査役で構成されており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の体制となっております。この監査役会による監査が経営の健全性及び透明性を監視する体制として有効に機能すると判断しており、取締役の業務執行に関する監督を行うとともに適宜、提言及び助言を行い、効果的にガバナンスが機能するよう努めております。

#### a. 取締役会

当社の取締役会は取締役6名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行っております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業環境の急速な変化に迅速に対応しております。取締役会では、代表取締役社長を議長とし、各取締役の担当する業務の状況や利益計画の進捗状況等を含む取締役の業務執行状況の報告を詳細に行うことで、取締役間の相互牽制及び情報共有に努めております。

取締役会の構成員は以下のとおりです。

代表取締役社長	花矢 卓司
取締役	福村 寛敏
取締役	勝山 純一
取締役	木村 和央
取締役	小林 剛司
社外取締役	松藤 悠

#### b. 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役は、全員が社外監査役であり、常勤監査役が1名、非常勤監査役が2名の体制となっております。効率的で質の高い監査を実施するため、常勤監査役を議長とする監査役会を毎月1回定期的に開催し、監査役相互の情報の共有化を図っております。

監査役会の構成員は以下のとおりです。

常勤監査役	宮本 則昭
非常勤監査役	齋藤 哲男
非常勤監査役	高見 之雄

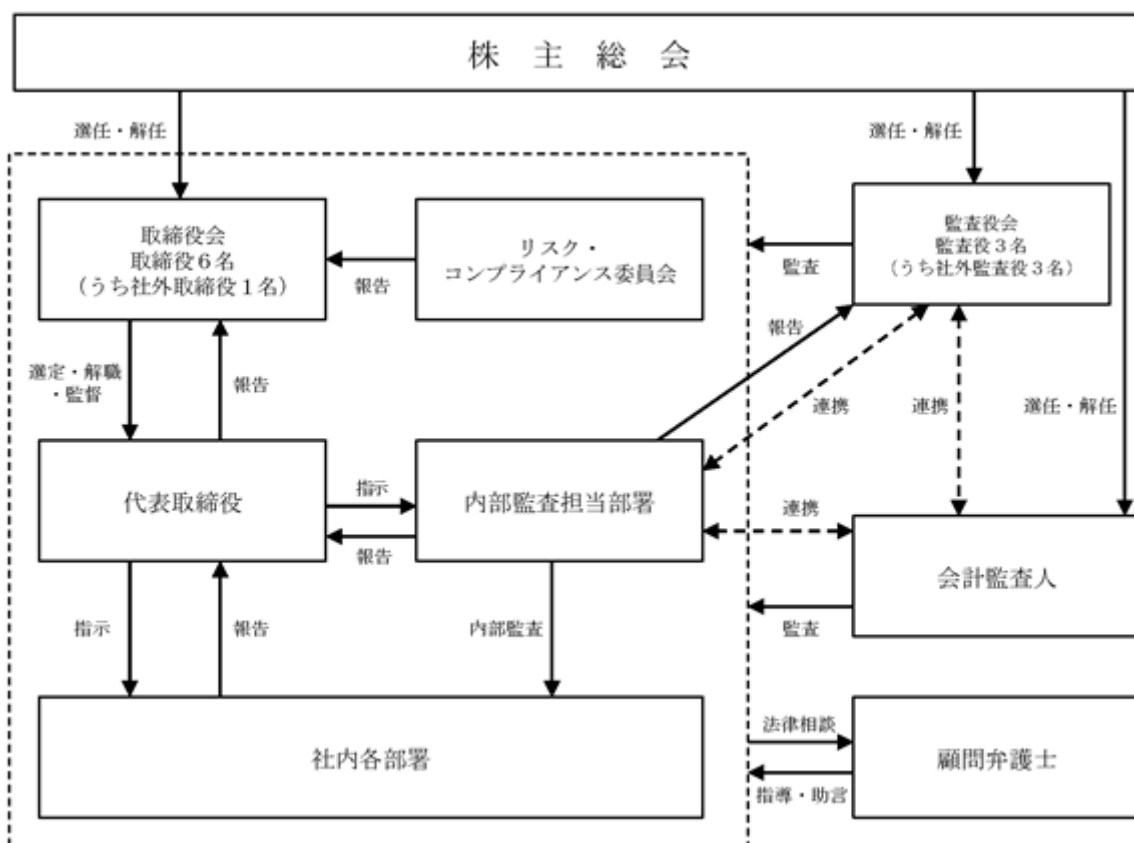
上記の監査役はいずれも社外監査役であります。

### c. リスク・コンプライアンス委員会

当社は企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令並びに社会規範を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践すること及び企業リスクの軽減・管理を目的とし、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、当社のコンプライアンスの方針、体制、運営方法などを定め、半期に1度リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長を委員長とし、リスク及びコンプライアンスに係る取組みの推進を実施しております。

リスク・コンプライアンス委員会の構成員は以下のとおりです。

代表取締役社長	花矢 卓司
執行役員	吉田 慎一郎
執行役員	松尾 賢治
執行役員	高田 栄治



#### 企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムにおいては、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、2011年5月26日開催の取締役会において内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり定めております。あわせて各種規程を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、代表取締役社長により任命された内部監査担当による内部監査を実施しており、内部監査担当は、監査役会及び会計監査人とも連携して、その実効性を確保しております。

#### < 内部統制システム構築に関する基本方針 >

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)

コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた「企業倫理の遵守」と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・行動に際し遵守すべき基準として、「ディーエムソリューションズ行動・倫理規範」を制定し、周知・徹底を図る。

コンプライアンスを推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。

取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

内部監査担当部署を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し、その運用に当たっては内部通報担当部署が適切に対応する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

内部監査担当部署は、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

リスク管理を体系的に規定する「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク管理を推進する体制としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役に報告する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

内部監査担当部署は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。

経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。

5．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社で定める「ディーエムソリューションズ行動・倫理規範」を当社グループ会社にも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。

当社からグループ会社へ取締役または監査役を派遣することで、グループ・ガバナンスの強化を図ると共に、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。

当社グループは、グループ会社の経営全般に関して、当社と当社グループ会社との間で定期的に会議を開催し重要な情報を共有するほか、監査役及び内部監査担当部署が連携して業務の適正性を確保する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号)

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。指名を受けた使用人は監査役の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知させ、会議等への出席により、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを、会社は保証し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
(会社法施行規則第100条第3項第4号)  
取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。  
取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるとき、又は取締役及び使用人による違法・不正な行為を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとする。
8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第5号)  
監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
(会社法施行規則第100条第3項第6号)  
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第3項第7号)  
監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。  
代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。  
当社は、監査役、会計監査人及び内部監査担当部署が、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。  
当社は、監査役監査の実施に当たり監査役が認めるときは、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、取締役及び監査役の全員を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを目的とする保険契約を締結しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議においては、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。



## (2)【役員の状況】

## 役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	花矢 卓司	1973年8月24日生	1995年4月 株式会社日栄(現 株式会社日本保証)入社 1999年9月 株式会社セブテーニ入社 2004年9月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2019年3月 センターリーズ株式会社代表取締役就任	(注)3	909,800
取締役副社長	福村 寛敏	1971年5月23日生	1989年4月 株式会社新興電気システム入社 1993年4月 株式会社近畿テレコム入社 1994年4月 株式会社マリオインターナショナル入社 2001年4月 株式会社オーバルネットワーク入社 2004年9月 当社設立 取締役就任(2006年2月退任) 2006年1月 有限会社トランスロジスティックス取締役就任 2010年3月 当社取締役副社長就任(現任) 2013年9月 アセットインクリーズ株式会社代表取締役就任(現任) 2021年3月 Performance Technologies株式会社取締役就任(現任) 2021年4月 ピアトランスポート株式会社取締役就任(現任)	(注)3	568,700
取締役	勝山 純一	1978年10月7日生	2002年4月 株式会社セブテーニ入社 2004年6月 ビーシーエー生命保険株式会社入社 2004年11月 当社入社 2007年4月 ダイレクトメール事業部営業部長 2011年3月 取締役ダイレクトメール事業本部長就任 2012年4月 取締役ダイレクトメール事業部長就任	(注)3	6,000
取締役 インターネット事業部長	木村 和央	1972年9月8日生	1997年1月 有限会社フィーラエンタープライズ入社 2004年3月 ローズコモディティ株式会社入社 2006年9月 株式会社WCL入社 2007年6月 株式会社ネクストワーク入社 2008年6月 当社入社 2014年10月 インターネット事業部メディアマーケティング部長就任 2017年6月 取締役パーティカルメディア事業部長就任 2021年3月 Performance Technologies株式会社代表取締役就任(現任) 2021年4月 取締役インターネット事業部長就任(現任)	(注)3	-
取締役	小林 剛司	1973年8月25日生	1997年4月 株式会社三菱電機ビジネスシステム(現 三菱電機ITソリューションズ株式会社)入社 2005年2月 当社入社 2006年3月 インターネット事業部長 2011年3月 取締役インターネット事業部長就任 2017年6月 取締役デジタルマーケティング事業部長就任 2021年4月 ピアトランスポート株式会社代表取締役就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	松藤 悠	1980年 1月22日生	2002年 4月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2013年10月 松藤悠公認会計士事務所開設(現任) 2017年 6月 当社取締役就任(現任) 2017年11月 株式会社スーパーリージョナル監査役就任(現任) 2018年 6月 和泉監査法人パートナー就任(現任)	(注) 3	-
常勤監査役	宮本 則昭	1963年 4月30日生	1986年 4月 日興証券株式会社(現 S M B C 日興証券株式会社)入社 2008年10月 株式会社ISホールディング入社 2013年 1月 くにうみアセットマネジメント株式会社入社 2018年 2月 グローバルプロフェッショナルパートナーズ株式会社入社 2019年 4月 株式会社コネクションズ(現 株式会社コネクション)設立 2020年 4月 同社代表取締役就任 2021年 6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 4	-
監査役	齋藤 哲男	1954年 3月25日生	1977年 4月 東京証券取引所(現 株式会社日本取引所グループ)入所 1997年 5月 株式会社ワークス代表取締役就任(現任) 2006年 4月 アラックス株式会社非常勤監査役就任(現任) 2009年 5月 株式会社ダイヤモンドダイニング(現 株式会社D Dホールディングス)非常勤監査役就任(現任) 2012年 6月 当社非常勤監査役就任(現任) 2015年12月 株式会社キャリアデザインセンター非常勤取締役就任(現任) 2016年 3月 株式会社大塚商会非常勤取締役就任(現任)	(注) 4	-
監査役	高見 之雄	1955年11月 2日生	1981年10月 司法試験合格 1984年 4月 成富総合法律事務所入所 2001年 4月 西込・高見法律事務所開設(現任) 2013年 6月 当社非常勤監査役就任(現任) 2015年 5月 株式会社東京個別指導学院非常勤監査役(現任) 2016年 6月 遠州トラック株式会社非常勤監査役 2018年 6月 遠州トラック株式会社非常勤取締役(現任)	(注) 4	-
計					1,484,500

- (注) 1. 取締役松藤悠は、社外取締役であります。  
2. 監査役宮本則昭、齋藤哲男及び高見之雄は、社外監査役であります。  
3. 2020年 6月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。  
4. 2020年 6月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。  
5. 当社では、意思決定や施策実行の更なる迅速化、経営効率の向上を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員の職名及び氏名は次のとおりです。  
(執行役員一覧)

職名	氏名
執行役員 ダイレクトメール事業管掌役員補佐	芳野 順夫
執行役員 管理部長	吉田 慎一郎

職名	氏名
執行役員 東日本ダイレクトメール事業部長	松尾 賢治
執行役員 西日本ダイレクトメール事業部長	山本 芳裕
執行役員 パーティカルメディア事業部運用開発部長	高田 栄治
執行役員 最高技術責任者	山本 正博

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役松藤悠は、過去に当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に勤務しており、当社の監査業務に補助者として従事しておりました。同氏と当社の関係の性質から、独立性に問題ないものと判断しております。

社外監査役宮本則昭、齋藤哲男及び高見之雄と当社の間には、特記すべき利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等において内部監査及び監査役監査の結果、コンプライアンスの状況や内部統制システムの構築・運用状況等について報告を受けており、これらの情報を踏まえて取締役会において経営の監督を行っております。また、社外監査役は内部監査及び会計監査人の監査結果等について報告を受け、これらの情報を踏まえて業務執行の監査を行っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、取締役会やその他重要な会議へ出席することによりコーポレート・ガバナンスのあり方や企業運営の状況を監視するとともに、常勤監査役を中心として、業務及び財産の状況調査等を行うことにより、取締役の業務執行を含む日常の業務内容を監査しております。監査役3名は全員社外監査役であり、それぞれがこれまでに培った専門的経験を活かし、第三者的な観点より経営に関する監視、助言を行うことにより、監査体制の強化を図っております。

当事業年度において当社は監査役会を17回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
安田 仁裕	17回	17回
齋藤 哲男	17回	17回
高見 之雄	17回	17回

監査役会においては、監査方針及び監査計画の策定、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等につき審議しました。また、代表取締役及び取締役と定期的に面談を行い、意見の交換を行っております。

常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議への出席、本社及び各拠点における業務及び財産の状況の調査、内部監査担当や会計監査人との情報交換等、日常的な監査を行っており、監査役会で定期的に報告しております。

## 内部監査の状況

当社における内部監査は、専任部署は設けておりませんが、管理部を中心に実施しており、内部監査担当者は管理部2名、管理部の内部監査を行う担当者1名の合計3名であります。内部監査担当は、従業員の業務状況について規程・マニュアル等の遵守性、法令等に照らした遵法性等の観点から、1年間で社内の全部署に対して内部監査を実施しております。監査結果は内部監査報告書をもって代表取締役社長に報告を行うとともに、各部署に対しては代表取締役社長名の業務改善命令書をもって、具体的な指摘事項及び問題点の通知を行っております。改善命令を受けた部署は、これらの原因分析を行うとともに、具体的な改善策を検討の上、改善命令回答書を作成し、内部監査担当を通し代表取締役社長へ提出しております。また、内部監査担当は改善状況に関して再監査を行い、その結果を業務改善実施報告書として取りまとめ代表取締役社長に提出しております。

内部監査担当は監査役と内部監査の実施の状況について定期的に情報交換を行い、情報の共有化を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換などにより、監査の実効性、効率性の向上を目指しております。また、監査役と会計監査人との間では、会合が適宜開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題にいて意見交換等が行われております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

## b. 継続監査期間

7年

## c. 業務を執行した公認会計士の氏名

岩瀬 弘典

川端 美穂

## d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士試験合格者等2名、その他5名であります。

## e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人を選定するにあたり、監査法人の当社の事業に対する理解、独立性、品質管理体制、監査体制及び監査報酬の相当性等を総合的に勘案しております。

## f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。当該評価については、重点監査項目への対応や監査の実施日数、監査人員の構成、審査制度の適切性等について監査法人からの報告を踏まえた上で、監査役会において協議を行っております。それらの結果、いずれの事項についても問題ないとの評価を行っております。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,500	-	19,800	-

## b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (KPMG International Cooperative) に対する報酬 (a. を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	-	-	-

## c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## d. 監査報酬の決定方針

当社では、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し監査報酬を決定しております。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、役員の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。また、役員の区分に関わらず、報酬の種類は固定報酬のみであります。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2011年3月31日であり、決議の内容は、当社取締役の報酬額（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）を年額300,000千円以内、当社監査役の報酬額を年額50,000千円以内とし、また、各取締役及び各監査役に対する個別の報酬額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任するというものであります。なお、提出日現在における定款上の役員の上限は、取締役9名、監査役3名であります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、職責、貢献度や管掌部門の業績を考慮したうえで、他社水準、当社全体の業績も考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとします。当該権限が代表取締役によって適切に行きわたるよう、監督機能を担う社外取締役の助言を得て決定します。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、委任を受けた代表取締役が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当事業年度においては、2020年6月23日開催の取締役会において代表取締役花矢卓司に具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役において決定をしております。

監査役の報酬額は、上記株主総会決議の範囲内において、常勤または非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役会で協議のうえ決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	136,478	136,478	-	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	13,800	13,800	-	-	-	4

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

イ．投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応して財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	863,263	1,107,765
受取手形	71,013	115,220
売掛金	1,356,531	1,793,562
商品	4,370	32,301
貯蔵品	22,697	31,816
前渡金	35,380	68,757
前払費用	44,530	53,412
その他	10,667	62,646
貸倒引当金	12,221	11,335
流動資産合計	2,396,232	3,254,146
固定資産		
有形固定資産		
建物	337,898	346,630
減価償却累計額	78,027	98,542
建物(純額)	1,259,870	1,248,088
機械及び装置	472,498	472,498
減価償却累計額	227,516	276,842
機械及び装置(純額)	244,981	195,655
車両運搬具	27,015	27,811
減価償却累計額	22,971	24,467
車両運搬具(純額)	4,044	3,343
工具、器具及び備品	297,253	336,140
減価償却累計額	233,384	246,807
工具、器具及び備品(純額)	63,868	89,332
土地	1,668,606	1,668,606
リース資産	14,013	14,013
減価償却累計額	5,445	7,905
リース資産(純額)	8,567	6,108
有形固定資産合計	1,249,939	1,211,134
無形固定資産		
のれん	49,896	37,422
ソフトウェア	32,284	56,401
ソフトウェア仮勘定	20,111	-
無形固定資産合計	102,292	93,823
投資その他の資産		
関係会社株式	-	29,400
出資金	110	110
破産更生債権等	24,415	5,447
長期前払費用	7,256	5,269
繰延税金資産	164,002	148,305
敷金及び保証金	184,982	184,861
その他	200	200
貸倒引当金	24,415	5,447
投資その他の資産合計	356,551	368,146
固定資産合計	1,708,783	1,673,105
資産合計	4,105,016	4,927,251



(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	844,202	1,249,629
短期借入金	2,100,000	2-
1年内返済予定の長期借入金	1,269,172	1,243,172
リース債務	2,654	2,654
未払金	137,354	212,659
未払費用	166,255	110,811
賞与引当金	-	109,204
未払法人税等	25,881	201,546
前受金	57,646	51,206
預り金	11,325	11,465
その他	48,960	46,393
流動負債合計	1,663,451	2,238,742
固定負債		
長期借入金	1,768,236	1,525,064
リース債務	6,722	4,068
その他	2,000	2,000
固定負債合計	776,958	531,132
負債合計	2,440,410	2,769,874
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	318,995	342,591
資本剰余金		
資本準備金	245,230	268,758
資本剰余金合計	245,230	268,758
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,096,241	1,523,511
利益剰余金合計	1,096,241	1,523,511
自己株式	130	50,212
株主資本合計	1,660,336	2,084,648
新株予約権	4,270	72,729
純資産合計	1,664,606	2,157,377
負債純資産合計	4,105,016	4,927,251

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高		
ダイレクトメール事業売上高	11,778,661	11,632,365
インターネット事業売上高	1,654,793	2,989,616
売上高合計	13,433,455	14,621,981
売上原価		
ダイレクトメール事業売上原価	10,304,849	10,361,400
インターネット事業売上原価	676,465	1,097,027
売上原価合計	10,981,315	11,458,427
売上総利益	2,452,140	3,163,553
販売費及び一般管理費	2,239,955	2,504,184
広告宣伝費	384,327	602,631
貸倒引当金繰入額	6,959	16,613
貸倒損失	40	0
役員報酬	153,828	150,278
給料及び手当	692,381	744,040
賞与	135,564	82,027
賞与引当金繰入額	-	88,368
法定福利費	132,176	143,303
減価償却費	31,977	31,855
のれん償却額	100,235	12,474
その他	602,463	665,818
営業利益	212,185	659,369
営業外収益		
受取利息	4	9
受取配当金	1	2
受取手数料	1,048	2,394
受取保険金	830	195
助成金収入	577	927
物品売却益	863	99
その他	446	707
営業外収益合計	3,772	4,335
営業外費用		
支払利息	3,581	2,833
その他	181	353
営業外費用合計	3,763	3,186
経常利益	212,194	660,518
特別損失		
減損損失	338,376	3,299
抱合せ株式消滅差損	2,298	-
特別損失合計	340,674	3,299
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	128,480	657,218
法人税、住民税及び事業税	65,383	214,251
法人税等調整額	91,391	15,696
法人税等合計	26,007	229,948
当期純利益又は当期純損失( )	102,472	427,270

## 【ダイレクトメール事業売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
1. 期首商品たな卸高		-		-	
2. 当期商品仕入高		-		13,800	
合計		-		13,800	
3. 期末商品たな卸高		-		13,589	
4. 他勘定振替高		-		24	
当期商品売上原価		-	-	186	0.0
労務費		447,789	4.3	506,012	4.9
経費		9,857,060	95.7	9,855,202	95.1
当期ダイレクトメール事業 売上原価		10,304,849	100.0	10,361,400	100.0

経費に含まれる主な費用(千円)	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	項目	金額	項目	金額
経費に含まれる主な費用(千円)	配送費	8,073,886	配送費	7,960,319
	外注費	890,836	外注費	882,462

## 【インターネット事業売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
1. 期首商品たな卸高		9,560		4,370	
2. 当期商品仕入高		20,117		34,897	
合計		29,678		39,268	
3. 期末商品たな卸高		4,370		18,711	
当期商品売上原価		25,307	3.7	20,556	1.9
労務費		42,207	6.2	43,921	4.0
経費		608,950	90.0	1,032,548	94.1
当期インターネット事業売 上原価		676,465	100.0	1,097,027	100.0

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
経費に含まれる主な費用(千円)	媒体費	276,161	媒体費	406,396
	外注費	319,647	外注費	623,313

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	227,387	153,886	153,886	1,198,713	1,198,713	130	1,579,856	
当期変動額								
新株の発行（新株 予約権の行使）	91,608	91,344	91,344				182,952	
当期純損失（ ）				102,472	102,472		102,472	
当期変動額合計	91,608	91,344	91,344	102,472	102,472	-	80,479	
当期末残高	318,995	245,230	245,230	1,096,241	1,096,241	130	1,660,336	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	4,270	1,584,126
当期変動額		
新株の発行（新株 予約権の行使）		182,952
当期純損失（ ）		102,472
当期変動額合計	-	80,479
当期末残高	4,270	1,664,606

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	318,995	245,230	245,230	1,096,241	1,096,241	130	1,660,336
当期変動額							
新株の発行（新株 予約権の行使）	23,596	23,528	23,528				47,124
当期純利益				427,270	427,270		427,270
自己株式の取得						50,081	50,081
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）							
当期変動額合計	23,596	23,528	23,528	427,270	427,270	50,081	424,312
当期末残高	342,591	268,758	268,758	1,523,511	1,523,511	50,212	2,084,648

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	4,270	1,664,606
当期変動額		
新株の発行（新株 予約権の行使）		47,124
当期純利益		427,270
自己株式の取得		50,081
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	68,459	68,459
当期変動額合計	68,459	492,771
当期末残高	72,729	2,157,377

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	128,480	657,218
減価償却費	137,635	125,625
のれん償却額	100,235	12,474
株式報酬費用	-	68,320
減損損失	338,376	3,299
抱合せ株式消滅差損益( は益)	2,298	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	6,552	19,854
受取利息及び受取配当金	6	11
支払利息	3,581	2,833
売上債権の増減額( は増加)	121,657	481,238
たな卸資産の増減額( は増加)	17,893	37,049
仕入債務の増減額( は減少)	70,152	405,427
賞与引当金の増減額( は減少)	-	109,204
その他	12,064	43,145
小計	517,527	803,104
利息及び配当金の受取額	6	11
利息の支払額	3,581	2,833
法人税等の支払額	125,821	59,626
営業活動によるキャッシュ・フロー	388,129	740,655
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	59,049	60,128
ソフトウェアの取得による支出	58,130	28,631
関係会社株式の取得による支出	4,778	29,400
敷金及び保証金の差入による支出	32,546	3,790
その他	4,252	442
投資活動によるキャッシュ・フロー	150,251	121,508
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	550,000	-
短期借入金の返済による支出	450,000	100,000
長期借入金の返済による支出	277,692	269,172
リース債務の返済による支出	2,508	2,654
新株予約権の行使による株式の発行による収入	182,952	47,124
新株予約権の発行による収入	-	139
自己株式の取得による支出	-	50,081
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,751	374,644
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	240,629	244,501
現金及び現金同等物の期首残高	457,105	863,263
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	165,528	-
現金及び現金同等物の期末残高	863,263	1,107,765

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式...移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～31年
機械及び装置	3～12年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。また、のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積り、5年で均等償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



(重要な会計上の見積り)

1. 財務諸表に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある項目  
2019年3月にインターネット広告業を営むセンターリーズ株式会社を100%子会社化し、2019年6月に同社を吸収合併しました。インターネット事業セグメントに含まれる旧センターリーズ株式会社より引き継いだ事業(以下、「センターリーズ事業」という。)に関するのれんの評価について、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。
2. 当事業年度の財務諸表に計上した金額  
のれん 37,422千円
3. 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報  
センターリーズ事業は取得時に旧センターリーズ株式会社の純資産と比較して高い対価が支払われているため、のれんが計上されております。また、当該事業の業績は、ビジネスの性質上、景気動向の影響を受けやすい傾向があります。  
取得時の事業計画よりも実際の業績が大幅に下回った場合や取得時の事業計画の大幅な下方修正が必要となった場合、減損の兆候に該当する可能性があります。この場合、割引前将来キャッシュ・フローの見積額がのれんを含む資産グループの帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号

の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する会計上の見積り)

当社では、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大の将来の業績に与える影響が不透明ではあるものの、当該状況が一定期間にわたって継続するという仮定の上で、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、将来キャッシュ・フローを見込んでおります。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	90,767千円	85,729千円
土地	668,606	668,606
計	759,374	754,336

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	68,940千円	68,940千円
長期借入金	438,810	369,870
計	507,750	438,810

2 貸出コミットメントライン契約

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大とその不測の事態に対する備えとして、機動的かつ安定的な資金を確保するため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりです。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出コミットメントラインの総額	-	1,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	-	1,000,000千円

(損益計算書関係)

減損損失

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都新宿区	MOBY事業	のれん及びソフトウェア等	338,376

当社は、原則として事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

MOBY事業において、自動車情報メディアサイト「MOBY」への訪問数が想定したペースで推移しなかったこと、今後においても新型コロナウイルスの感染拡大による影響もあり訪問数が低調に推移することが見込まれることから、当初想定した収益獲得が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。その主な内訳は、のれん321,927千円、ソフトウェア10,807千円であります。なお、当事業年度において減損損失を計上した資産グループの回収可能価額は、使用価値により算定しておりますが将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零と評価しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都新宿区	MOBY事業	ソフトウェア仮勘定	3,299

当社は、原則として事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

MOBY事業において、前事業年度末に自動車情報メディアサイト「MOBY」への訪問数が想定したペースで推移しなかったこと、今後においても新型コロナウイルスの感染拡大による影響もあり訪問数が低調に推移することが見込まれることから、当初想定した収益獲得が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。当事業年度においても上記の状況の継続などから、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損損失を認識しております。

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,478,000	264,000	-	2,742,000
合計	2,478,000	264,000	-	2,742,000
自己株式				
普通株式	93	-	-	93
合計	93	-	-	93

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加264,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,270
	合計	-	-	-	-	-	4,270

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	2,742,000	68,000	-	2,810,000
合計	2,742,000	68,000	-	2,810,000
自己株式				
普通株式(注)2	93	40,128	-	40,221
合計	93	40,128	-	40,221

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加68,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式総数の増加40,128株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加40,100株及び単元未満株式の買取による増加28株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	72,729
	合計	-	-	-	-	-	72,729

3. 配当に関する事項  
 該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	863,263千円	1,107,765千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	863,263	1,107,765

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、ダイレクトメール事業における関連設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年内	137,429	140,284
1年超	202,544	651,228
合計	339,973	791,513

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、主に短期的な預金等で運用しております。また、運転資金は主に自己資金によっており、設備投資資金は設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行取引）を調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、与信管理規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業債務について、支払手形による支払は行っておりません。買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、必要な手許流動性の維持などにより、当該リスクを管理しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	863,263	863,263	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,427,544	1,427,544	
貸倒引当金(*1)	12,221	12,221	
	1,415,322	1,415,322	-
資産計	2,278,585	2,278,585	-
(1) 買掛金	844,202	844,202	-
(2) 長期借入金(*2)	1,037,408	1,037,607	199
負債計	1,881,610	1,881,809	199

(\*1) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

## 当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,107,765	1,107,765	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,908,782	1,908,782	
貸倒引当金(*1)	11,335	11,335	
	1,897,446	1,897,446	-
資産計	3,005,212	3,005,212	-
(1) 買掛金	1,249,629	1,249,629	-
(2) 長期借入金(*2)	768,236	768,203	32
負債計	2,017,865	2,017,833	32

(\*1)受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2)1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負 債

## (1) 買掛金

買掛金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 長期借入金

変動金利の借入金については、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利の借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

## 前事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	863,263	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,427,544	-	-	-
合計	2,290,807	-	-	-

## 当事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,107,765	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,908,782	-	-	-
合計	3,016,547	-	-	-

## 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	269,172	243,172	166,932	126,142	68,940	163,050
合計	269,172	243,172	166,932	126,142	68,940	163,050

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	243,172	166,932	126,142	68,940	43,050	120,000
合計	243,172	166,932	126,142	68,940	43,050	120,000

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の企業年金制度を採用しております。

企業年金基金制度の「ベネフィット・ワン企業年金基金」は、複数事業主制度であり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ないため、年金基金への拠出額を退職給付費用として会計処理しております。

## 2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の企業年金基金制度への要拠出額は、当事業年度33,967千円であります。

## (1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前事業年度 (2019年6月30日現在)	当事業年度 (2020年6月30日現在)
年金資産の額	33,944,956千円	50,274,619千円
年金財政計算上の数理債務の額	32,958,515	49,084,844
差引額	986,441	1,189,775

## (2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前事業年度 0.19% (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度 0.22% (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

## (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、別途積立金(前事業年度634,427千円、当事業年度986,441千円)であります。

なお、上記(2)の割合は、当社の実際の負担割合とは一致しません。



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価	-	2,240
販売費及び一般管理費	-	66,080

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社従業員2名	当社取締役5名 当社従業員13名	当社取締役5名 当社従業員60名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 354,000株	普通株式 122,000株	普通株式 139,100株
付与日	2014年8月20日	2018年11月27日	2020年6月15日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年9月1日から2024年7月25日まで	2020年7月1日から2028年11月26日まで	2021年7月1日から2030年6月30日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2017年2月27日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2017年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第3回新株予約権の権利確定条件

新株予約権者は権利行使時または死亡時において、当社または当社の子会社の役員または従業員としての地位にあることを要するものとします。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。

3. 第4回新株予約権の権利確定条件

新株予約権者は、2020年3月期から2027年3月期までのいずれかの事業年度における当社の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとします。

(a) 経常利益が3.5億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 経常利益が5億円を超過した場合 行使可能割合：100%

ただし、上記(a)及び(b)が達成されていない場合においても、2020年3月期から2027年3月期までのいずれかの連続する2事業年度の経常利益の合計額が5億円を超過しているときは、各新株予約権者の行使可能割合は50%として扱うものとします。なお、上記における経常利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書)における経常利益を参照するものとします。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとします。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

## 4. 第5回新株予約権の権利確定条件

- (1) 新株予約権者は、2021年3月期から2028年3月期までのいずれかの事業年度における当社の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができるものとします。
  - (a) 経常利益が7億円を超過した場合 行使可能割合：50%
  - (b) 経常利益が10億円を超過した場合 行使可能割合：100%なお、上記における経常利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとします。また、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとします。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとします。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	122,000	-
付与	-	-	139,100
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	122,000	139,100
権利確定後 (株)			
前事業年度末	68,000	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	68,000	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	693	1,153	651
行使時平均株価 (円)	3,029	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	1,153	447

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第5回新株予約権は、下記の主な基礎数値及び見積方法を使用して、ブラック・ショールズモデルにより算定しております。

	第5回新株予約権
株価変動性(注)1	49.79%
満期までの期間	10年
予想配当(注)2	0.00%
無リスク利子率(注)3	0.124%

(注)1. 2017年6月23日(上場日)から2020年6月16日の株価実績に基づき算出しております。

2. 直近の配当実績によっております。

3. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	- 千円
当事業年度において権利行使された権利行使日における本源的価値の合計額	147,946千円

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2020年 3月31日 )	当事業年度 ( 2021年 3月31日 )
繰延税金資産		
貸倒引当金	11,257千円	5,326千円
賞与引当金	-	33,150
未払賞与	17,412	-
未払事業税	4,610	12,364
地代家賃否認	6,892	4,220
減損損失	8,275	5,816
資産除去債務	4,200	5,387
資産調整勘定	98,002	70,453
減価償却超過額	6,728	3,187
その他	6,623	8,397
繰延税金資産合計	164,002	148,305

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2020年 3月31日 )	当事業年度 ( 2021年 3月31日 )
法定実効税率	- %	30.4%
( 調整 )		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.5
住民税均等割	-	0.5
株式報酬費用	-	3.2
のれん償却費	-	0.5
その他	-	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	35.0

( 注 ) 前事業年度におきましては、税引前当期純損失となりましたため、差異原因の項目別内訳の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別の事業部を基礎とし、主たる事業となる「ダイレクトメール事業」及び「インターネット事業」の2つを報告セグメントとしております。

「ダイレクトメール事業」は、ダイレクトメールの企画からデザイン、印刷、封入・封緘作業及び配送までのソリューションを提供しております。

「インターネット事業」は、SEO、リスティング広告の出稿代行、Webサイト制作及びインターネットマーケティングコンサルティング、パーティカルメディアサービス等のインターネットマーケティングソリューションを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	財務諸表計上額 (注2)
	ダイレクトメ ール事業	インターネット 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,778,661	1,654,793	13,433,455	-	13,433,455
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	11,778,661	1,654,793	13,433,455	-	13,433,455
セグメント利益	685,276	115,271	800,548	588,363	212,185
セグメント資産	2,592,020	317,282	2,909,302	1,195,713	4,105,016
その他の項目					
減価償却費	109,253	9,320	118,574	19,061	137,635
のれん償却額	-	100,235	100,235	-	100,235
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	73,567	84,272	157,840	30,849	188,689

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 588,363千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - (2) セグメント資産の調整額1,195,713千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、建物、繰延税金資産等、管理部門に係る資産等であります。
  - (3) 減価償却費の調整額19,061千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額30,849千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注1)	財務諸表計上額 (注2)
	ダイレクトメール事業	インターネット事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,632,365	2,989,616	14,621,981	-	14,621,981
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	11,632,365	2,989,616	14,621,981	-	14,621,981
セグメント利益	409,700	842,845	1,252,545	593,176	659,369
セグメント資産	3,024,213	433,068	3,457,281	1,469,970	4,927,251
その他の項目					
減価償却費	109,755	3,476	113,231	12,394	125,625
のれん償却額	-	12,474	12,474	-	12,474
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	88,370	2,683	91,053	3,109	94,163

（注）1．調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 593,176千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
  - (2) セグメント資産の調整額1,469,970千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、建物、繰延税金資産等、管理部門に係る資産等であります。
  - (3) 減価償却費の調整額12,394千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,109千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
- 2．セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高の内、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高の内、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	ダイレクトメール事業	インターネット事業	計	全社・消去	財務諸表計上額
減損損失	-	338,376	338,376	-	338,376

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	ダイレクトメール事業	インターネット事業	計	全社・消去	財務諸表計上額
減損損失	-	3,299	3,299	-	3,299



## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	ダイレクトメール事業	インターネット事業	計	全社・消去	財務諸表計上額
当期償却額	-	100,235	100,235	-	100,235
当期末残高	-	49,896	49,896	-	49,896

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	ダイレクトメール事業	インターネット事業	計	全社・消去	財務諸表計上額
当期償却額	-	12,474	12,474	-	12,474
当期末残高	-	37,422	37,422	-	37,422

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	花矢卓司	-	-	当社代表取締役	（被所有） 直接 33.85	新株予約権の行使	新株予約権の行使 （注）	91,476	-	-
役員	福村寛敏	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 24.36 間接 9.48	新株予約権の行使	新株予約権の行使 （注）	91,476	-	-

（注）2014年8月8日開催の臨時株主総会決議により付与されたストックオプションの権利行使であり、上記の金額は権利行使による払込額を記載しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	Performance Technologies株式会社	東京都港区	70,000	PR・広告及びメディア事業	所有 直接 42.0	役員の兼任	出資の引受 （注）1	29,400	-	-
役員	勝山純一	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.22	新株予約権の行使	新株予約権の行使 （注）2	15,246	-	-
役員	小林剛司	-	-	当社取締役	-	新株予約権の行使	新株予約権の行使 （注）2	15,246	-	-

（注）1 会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

2 2014年8月8日開催の臨時株主総会決議により付与されたストックオプションの権利行使であり、上記の金額は権利行使による払込額を記載しております。

## ( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	605.54円	752.64円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( )	41.13円	155.84円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	147.85円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,664,606	2,157,377
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	4,270	72,729
(うち新株予約権(千円))	(4,270)	(72,729)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,660,336	2,084,648
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,741,907	2,769,779

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	102,472	427,270
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は普通株式に係る 当期純損失( )(千円)	102,472	427,270
普通株式の期中平均株式数(株)	2,491,612	2,741,796
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	148,008
(うち新株予約権(株))	-	148,008
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要		-

## (重要な後発事象)

## (取得による企業結合)

## 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 株式会社ピアトランススポーツ

被取得企業の事業の内容 衣料等の卸売

企業結合を行った主な理由

若い世代を中心に安定的な需要のある有名アパレル・スポーツブランドの無地Tシャツの販売を主力商品としている株式会社ピアトランススポーツを当社グループに加えることで、当社の既存事業であるインターネットサービス及びフルフィルメントサービス、さらにはフルフィルメント領域のなかでも今後視野に入れていきたい越境ECサービスにおいて、株式会社ピアトランススポーツの有する海外商品取扱いのノウハウ、海外におけるコネクションにより高いシナジーが得られるものと判断したためであります。

企業結合日

2021年4月1日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

名称に変更はありません。

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	462,690千円
取得原価		462,690千円

主要な取得関連費用の内訳及び金額

現時点では確定しておりません。

発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

## (多額の資金の借入)

当社は、2021年3月15日開催の取締役会決議に基づき、株式会社ピアトランススポーツ株式取得費用及び資金貸付のため、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を下記のとおり締結いたしました。

その後、2021年4月1日付で借入を実行いたしました。

借入先の名称

株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行

借入額

720,000千円

返済期限

2028年3月31日

借入金利

市場金利等を勘案して決定しております。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	337,898	8,732	-	346,630	98,542	20,514	248,088
機械及び装置	472,498	-	-	472,498	276,842	49,326	195,655
車両運搬具	27,015	2,396	1,599	27,811	24,467	3,096	3,343
工具、器具及び備品	297,253	61,046	22,159	336,140	246,807	35,546	89,332
土地	668,606	-	-	668,606	-	-	668,606
リース資産	14,013	-	-	14,013	7,905	2,459	6,108
有形固定資産計	1,817,284	72,174	23,758	1,865,700	654,565	110,943	1,211,134
無形固定資産							
ソフトウェア	78,856	38,800	-	117,656	61,254	14,682	56,401
ソフトウェア仮勘定	20,111	19,688	39,799 (3,299)	-	-	-	-
のれん	60,291	-	-	60,291	22,869	12,474	37,422
無形固定資産計	159,259	58,488	39,799	177,947	84,123	27,156	93,823
長期前払費用	12,315	-	593	11,722	6,452	1,393	5,269

(注) 1. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額の主な内訳は、次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額	
工具、器具及び備品	八王子第5フルフィルメントセンター設立	23,163千円
	その他物流拠点への設備投資	29,733千円

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	269,172	243,172	0.26	-
1年以内に返済予定のリース債務	2,654	2,654	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	768,236	525,064	0.36	2023年10月～ 2030年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	6,722	4,068	-	2022年11月～ 2024年12月
合計	1,146,784	774,958	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	166,932	126,142	68,940	43,050
リース債務	2,330	1,021	716	-

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	36,637	16,782	2,753	33,883	16,782
賞与引当金	-	109,204	-	-	109,204

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2)【主な資産及び負債の内容】

## 資産の部

## イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	688
預金	
当座預金	84,406
普通預金	1,022,670
小計	1,107,076
合計	1,107,765

## ロ．受取手形

## (イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
共立印刷(株)	61,232
(株)トップ	29,340
菅原印刷(株)	5,043
富士精版印刷(株)	3,612
(株)エイエヌオフセット	3,400
その他	12,590
合計	115,220

## (ロ)期日別内訳

期日別	金額(千円)
2021年4月	24,525
5月	19,529
6月	47,631
7月	23,533
合計	115,220

## ハ．売掛金

## (イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
水上印刷(株)	65,075
(株)タウンズポスト	52,916
共立印刷(株)	47,453
IdeaLink(株)	46,830
(株)ジョイフルまるやま	38,190
その他	1,543,095
合計	1,793,562

## (ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
1,356,531	16,087,599	15,650,568	1,793,562	89.7	35.7

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 二．商品及び製品

品目	金額(千円)
商品	
はちみつ	18,711
化粧品	13,589
合計	32,301

## ホ．貯蔵品

品目	金額(千円)
貯蔵品	
資材	29,524
その他	2,291
合計	31,816

負債の部  
買掛金

相手先	金額(千円)
日本郵便(株)	577,473
ヤマト運輸(株)	280,417
Google Japan G.K.	34,060
(株)チャレンジファイブ	24,830
(株)地区宅便	16,982
その他	315,866
合計	1,249,629



## (3)【その他】

## 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	3,170,440	6,904,181	10,746,903	14,621,981
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	160,695	442,097	610,286	657,218
四半期(当期)純利益 (千円)	107,114	280,620	396,750	427,270
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	39.09	102.76	145.12	155.84

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	39.09	63.75	42.38	11.03

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 広告掲載URL <a href="https://www.dm-s.co.jp">https://www.dm-s.co.jp</a>
株主に対する特典	3月末時点の株主名簿に記載または記録された、200株以上を1年超保有した株主に対し、4,000円～5,000円相当のエスパルセットハニー1瓶を贈呈する。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第16期）（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月24日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2020年6月24日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第17期第1四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月11日関東財務局長に提出  
（第17期第2四半期）（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月11日関東財務局長に提出  
（第17期第3四半期）（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月15日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
2020年6月25日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 自己株券買付状況報告書  
報告期間（自2020年6月1日 至2020年6月30日） 2020年7月10日関東財務局長に提出  
報告期間（自2020年7月1日 至2020年7月31日） 2020年8月6日関東財務局長に提出  
報告期間（自2020年8月1日 至2020年8月31日） 2020年9月4日関東財務局長に提出  
報告期間（自2020年9月1日 至2020年9月30日） 2020年10月6日関東財務局長に提出  
報告期間（自2020年10月1日 至2020年10月31日） 2020年11月6日関東財務局長に提出  
報告期間（自2020年11月1日 至2020年11月30日） 2020年12月1日関東財務局長に提出  
報告期間（自2020年12月1日 至2020年12月31日） 2021年1月8日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月30日

ディーエムソリューションズ株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩瀬 弘典

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川端 美穂

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているディーエムソリューションズ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディーエムソリューションズ株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

センターリース事業ののれんの減損の兆候に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>ディーエムソリューションズ株式会社は、2019年3月にインターネット広告業を営むセンターリース株式会社を100%子会社化し、2019年6月に同社を吸収合併した。ディーエムソリューションズ株式会社の当事業年度の貸借対照表において、のれん37,422千円が計上されている。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、これは、インターネット事業セグメントに含まれる旧センターリース株式会社より引き継いだ事業（以下、「センターリース事業」という。）に関するのれんである。</p> <p>のれんは規則的に償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。</p> <p>センターリース事業の取得時に旧センターリース株式会社の純資産と比較して高い対価が支払われているため、のれんが計上されている。また、当該事業の業績は、ビジネスの性質上、景気動向の影響を受ける傾向がある。事業取得時の事業計画よりも実際の業績が大幅に下回った場合や事業取得時の事業計画の大幅な下方修正が必要となった場合、減損の兆候に該当する可能性が高い。この場合、割引前将来キャッシュ・フローの見積額がのれんを含む資産グループの帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要となる可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、センターリース事業ののれんの減損の兆候に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、センターリース事業ののれんの減損の兆候に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>固定資産の減損の兆候の有無に関する判断に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に際しては、特に減損の兆候に該当する事実の有無を把握するための統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 減損の兆候に関する判断の妥当性の評価</p> <p>経営者によるセンターリース事業ののれんの減損の兆候に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>経営者への質問により、事業環境の悪化の有無及び事業計画との整合性を確認した。</p> <p>取締役会議事録を閲覧し、事業環境の変化を含む事業計画に反映していない情報の有無を確認した。</p> <p>事業環境について、第三者が公表している業界の動向に関する情報との整合性を確認した。</p> <p>事業取得時の事業計画の営業損益と実績の営業損益、最新の事業計画の営業損益を比較し、事業取得時の事業計画よりも実績が大幅に下回っている状況の有無、事業計画の大幅な下方修正の有無を確認した。</p> <p>会社の減損の兆候判定の資料を閲覧し、根拠資料との照合により計算の正確性を検証した。</p>

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ディーエムソリューションズ株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ディーエムソリューションズ株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。